



Japanese Welfare Society in Australia

# Hope Connection Newsletter No.81

ホープコネクションニュースレター第81号 発行日2017年5月1日

発行者 Hope Connection Inc.

\*\* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録の非営利非宗教の社会福祉団体です \*\*

住所/郵便宛先 c/o Mi Care, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話(電話相談専用) 0408-574-824

ホームページ: <http://www.hopeconnection.org.au>e-mail: [info@hopeconnection.org.au](mailto:info@hopeconnection.org.au)

## ホープコネクションからのご挨拶

今年は過激な言動をアッピールして当選したドナルド・トランプ氏がアメリカ大統領になって、はたしてどのような一年になるのか、政治、経済、軍事の専門家も予測をしかねて新年を迎えましたが、あっという間に4か月が過ぎました。テロを防ぐという理由でイスラム7か国に住む人々の入国を阻止したりしましたが、影響が思わぬところに及び、混乱を招いただけで目的が達せられるようにはみえません。民族、宗教、政治、経済と大国の思惑が絡み合った中東問題は出口が見えず、ヨーロッパではフランス、イギリスでテロが多発しています。アジアでは北朝鮮の軍事活動による朝鮮半島の緊張が高まっています。人間が絡む世界は問題だらけですが、自然に目を向けると、日本では春になれば桜が咲き、メルボルンでは街路樹が黄色く色づき始めました。

久しぶりに桜の季節に日本に行く機会に恵まれました。満開の桜のその見事さ美しさには、あらためて心を打たれました。海外から桜を見に行く旅行者も多いようです。桜を愛でる優雅な習慣を持つ日本の文化を誇らしく感じました。それにしても、日本で海外からの旅行者が増えたのには驚かされます。

その理由の一つに、テロが多発しているヨーロッパに比べて日本が安全な国だから、ということがあるようです。その期待を裏切らない母国であって欲しいと思います。オーストラリアでも、最近ではスキー以外にも観光で日本に行く人が増えているとのこと。安全性、清潔さ、人々が正直で親切などと、一度日本へ行くと日本びいきになり、リピーターが増えているようです。

さて、私たちの住むメルボルンですが、4月、5月は黄葉がみられ、天気も温暖で、秋が一番美しい季節といわれていますが、今年の初秋は雨がかなり続きました。

政治、経済に限らず、自然界でも各地で異常現象がみられ、先の予測が難しくなっています。それでも私たちは知恵を出し合い、協力しあって、できるだけのことをしなければなりません。

5月は恒例のホープコネクション・カルチャースクール「メルボルン生活情報講座」を開催します。インターネットの検索では得られない、私たちの経験に基づいた情報を提供します。詳細は4頁をご覧ください。

## 遺言状と遺産相続について

ホープコネクション編集部

ホープコネクションでは今年3月に「遺言と遺産相続に関するセミナー」を開催しました。Harris Carlson 法律事務所の Senior Associate であるドリュー・ラング (Andrew Laing) 弁護士を講師に迎え、通訳を介してわかりやすく説明していただきました。40名以上の方が参加され、活発な質疑応答が交わされました。参加できなかった方々のために、セミナーの内容を以下に要約いたしました。参考にいただければ幸いです。(尚、オーストラリアでは相続に関する法律は州法であることにご留意ください。)

エステートプランニング(相続設計/遺産相続計画: estate planning)とは、生前または死後における財産の管理や分配

を計画することです。自分の死後、財産をどうするか、家族の面倒をどのようにみるか、また生前に健康状態(認知症など)が悪化したり不慮の事故が発生して植物人間になったりした場合、どうすれば家族や周囲に迷惑をかけないようにできるかを考え、準備しておくことをいいます。

オーストラリアにおけるエステートプランニングでは、次の3つが特に重要となります。

- 1) 遺言 (will)
- 2) 持続的委任状 (enduring power of attorney)
- 3) 遺言信託 (testamentary trust)

## 1) 遺言について

遺言(ゆいごん、いごん: will)は、死後の財産贈与に関する意思を示すものです。遺言者が指定した遺言執行者(executor)が、遺言書の内容を裁判所に確認・承認してもらう手続き(検認)を経て検認状(grant of probate)という裁判所命令書を得た後で初めて、遺言書の内容に従って遺産が相続人(受益者: beneficiary)に分配されます。

遺言書がない場合は、裁判所が故人の財産を管理する遺産管理人を選任し、州法に従って遺産管理を行うための権限を与える遺産管理状(letters of administration)を発行します。従って、遺言書がない場合は、故人が希望するような遺産分与ができないことがあります。

この他にも、遺言書の作成をお勧めする理由として、以下の場合が挙げられます。

- ・法定相続分と異なる配分をしたい。(複数の子供がいる場合に均等な配分をしたくないなど)
- ・法定相続人以外(友人、慈善団体など)に財産を残したい。
- ・遺産配分に細かい指示を加えたい。

## 2) 持続的委任状について

遺言書の作成時に持続的委任状(enduring power of attorney)も併せて作成することをお勧めします。持続的委任状とは、事故や病気など不測の事態に備えて、代理人を指定する事前指示書のことです。

持続的委任状には、財政・法律面の委任状と医療面の委任状の2種類があります。高齢や事故のため判断能力を失ったり意思決定ができなくなったりした場合に、財産(銀行口座など)の管理や医療面(治療法の決定、延命処置の拒否など)で本人の代行をしてもらうための法的書類です。持続的委任状は、本人に意思決定能力があるうちは、いつでもキャンセルできます。

遺言書は作成者の死亡によって効力が生じますが、遺言者が亡くなる前に意思決定ができなくなったときに、受益者(遺産相続人)が遺言者の口座から治療に必要な費用を引き落とししたり、財産を処分して長期入院費に充てたりすることはできません。共同名義の銀行口座や委任状がない場合は、複雑で時間のかかる手続きが必要となります。万が一のことを考えて、遺言書と併せて持続的委任状を作成することをお勧めします。なお、財政面の代理人と医療面の代理人を同一人物にする必要はなく、むしろ別の人物を指定する(例えば、子供が2人いる場合は財政面と医療面の代理人を分ける)方が良いこともあります。

近年、認知症などの親から持続的委任状を得て、親の資産を親の意思に反して勝手に処分したりする高齢者虐待(elderly abuse)が増えてきたため、ビクトリア州では最近、持続的委

任状の作成に関する法律が改正されました。その結果、委任状作成時には、証人として弁護士や医師が必要とされることになりました。

## 3) 遺言信託について

遺言信託(いごんしんたく: testamentary trust)は、遺言により信託(トラスト)を設定することで、通常、遺言者の死亡時にトラストの効力が発生します。遺言者の財産のうち全部または一部をトラストに移すことにより、遺言者の死後の親族の状況などに応じて、受託者の裁量により財産の用途・処分方法を決定したり、受益者を第三者(債権者など)から保護することができます。トラストに入れられた資産は、トラストで指定されたルールにのっとって管理され分配されるので、プロベート(検認)の対象とはなりません。

## 遺言書や持続的委任状の作成について

遺言書も委任状も、自分の家族や状況に合った内容を作成するのがベストです。遺言執行者や持続的委任状の代理人は、法律や財務の専門家(弁護士など)である必要はありませんが、本人の意思や意向を理解し、信頼できる人(家族や友人など)を指名すべきです。遺言書には資産(不動産や投資対象、スーパーアニュエーションなど)や身の回り品の分配方法のほか、遺言執行者の指定、未成年の子供の後見人(guardian)の指定、遺言信託の設定を明記することができます。また、死後の処理(臓器提供や葬儀など)についての希望を記すこともできます。

法定の相続とは異なる特別な遺産分配を希望する場合は、その旨を別紙(letter)に記して遺言書に添付することもできます。また、有能な弁護士なら、遺言書の内容に対して裁判所に異議を申し立てる(challenge)人が出てきた場合の対策も遺言書に盛り込んでくれることでしょう。

オーストラリア以外の国(日本など)で作成した遺言書は、英語に翻訳して、オーストラリアで検認手続きを行う必要が出てくる場合があります。これに必要な検認状の申請・取得は、複雑で時間のかかる手順や手続きを必要とするため、専門の弁護士に依頼することをお勧めします。

遺言書や委任状は、弁護士に依頼しなくても、郵便局やニューズエージェンシーなどで「キット(Kit)」を入手するか、Office of the Public Advocate やVictoria Legal Aidのウェブサイトで既定の様式(form)をダウンロードして、自分で作成することもできます。

ただし、英文を理解されない方が作成する場合、書類が法的に有効と認められるためには有資格者による通訳・翻訳が必要となるので、注意が必要です。

## 鈴の会バスツアー Rhododendron Garden 「シャクナゲ庭園」

数日前から意地悪な秋雨前線の様な雨雲が、メルボルンの空に居座って、時にはバケツをひっくり返したような大雨が降ったり、一雨ごとに気温も低下して、楽しみにしていたバス旅行の実施も危ぶまれました。

お天気を心配して7~8名のキャンセルが出たため、17人乗りのバスから11名乗りのバスに変更しました。

当日の朝も土砂降りの雨。雨粒がガラス窓を叩く音に起こされて眠れなかったという方も、実施かどうかわからないなど、とりあえず集合時間に行ってみようと思われた方も、半信半疑で集まった人数が11名。

バスの座席は埋まりそうなのでと少し安心しました。Stonningtonの運転手さんつきのバスが、グラタンガーデンのセンター前に9時半に迎えに来る予定が、バッテリーのリチャージが必要だからと、30分遅れてきました。

待っている間に少しづつ天気が回復してきて、「待てば海路の日よりあり」。西から天気が回復すれば、我々は東に向かうので、ランチタイムには晴れるかもと、淡い期待を寄せながら、バスはMalvern Road-Eastern Freeway-Springvale Road-Burwood Highwayをスイスイ走り、窓から陽まで差し込んでくると、少しづつ心が浮き立ち始めました。

出発から約1時間でRhododendron Gardenに着きました。名の如く、ここはシャクナゲが有名で、咲きはじめる10月頃は、庭園いっぱいシャクナゲの花たちが錦織りのカーペットのように美しく咲き、来場者の目を楽ませてくれます。シャクナゲのみならず、ツツジ、紫陽花など何種類もの木々、花たちが育っている104エーカーの広い庭園には、ダンデノンの気候に適応したユーカリやシダなどの木々もうっそうと茂っています。少し早咲きのシャクナゲが歓迎してくれました。

到着時に黒雲が頭上を覆ってきたので、庭園歩きを躊躇しましたが、10分ほど待つとまた天気が変わり、Lakeの近くに屋根付きのベンチがあるので、そこまで600メートルほど歩きました。気温はメルボルンより2度位は低いということですが、食事と温かい飲み物を取ると、冷え切った体もポカポカしてきました。

次の雨が来る前に、日本庭園へ行ってみようと思えば歩き始めると、綺麗に色づいた桜の木々が見えました。

春の季節には、秋篠宮さま、紀子さまが1995年に来豪された時に、有志の寄附などで植樹されたソメイヨシノが咲き、桜並木を作ります。豪日協会主催の桜花見のイベントも過去に何回か行われ、日本の花見宴会のように楽しんだ記憶があります。最近の日本式の桜花見の人気は世界的な傾向のようで、ここも9月下旬には、車を停めるスペースがないほどの人出で賑わうそうです。駐車場から1キロ以上歩くのは当たり前で、観光人気はうれしいが、近所迷惑という声もきかれるとか。正直言って、この季節にシャクナゲ庭園へ行くと聞いて

たとき、花も咲いていないのに何をみるの?と思いましたが、この桜の木々の葉っぱの色づきはとても見事で、桜並木の紅葉は、なかなか見られない光景のように思い感激しました。桜は花ばかりがもてはやされていますが、秋の紅葉も風情があります。枯れて落ちていく運命は、短い命の花のように口惜しいですが、やがて新しい生命が吹き返すと思えば希望的になりますね。お天気の悪い中の2時間は、時間をもて余すかと思いましたが、ランチをとり、散歩をして、売店でシクラメンの植木鉢を物色したりしているとあっという間に時間が過ぎてしまいました。

ダンデノンといえばやっぱりDevonshire Teaですね。Olinda, Sassafras, Sherbrooke, Kalistaなどに、イギリスの田舎町のような建物のティーハウス、レストランがたくさんあります。

今回は庭園に近いドイツレストランCuckooを選びました。予約してなかったのですが、すぐにテーブルの用意をしてもらえ、ドライバーのロブさんも誘いティータイムにしました。デボンシャーティーは用意できないといわれましたが、ケーキと紅茶、コーヒーなら一人\$15で食べ放題、飲み放題で3時までと言われ、すでにお茶モードになっていた皆さんから不満の声がでるわけもなく入店。テーブルに着くやいなや、ケーキ選びをしては、「お代りできるんだ」と全種類とても食べきれないのに、いかに多くの種類のケーキが食べられるか思案をする顔は幸せそのもの。生演奏が始まり、ヨーロッパの音楽をたくさんアコーディオンで弾いてくれました。「そこに座っている方たち、どこから来ましたか?」「ジャパン」と答えると、坂本九さんの「上を向いて歩こう」を演奏してくれました。

「エーデルワイスが聴きたい!」というのと、歌姫がキッチンにいるから、と仕事上の歌姫を呼び出して、素晴らしい歌、演奏を披露してくれました。「誕生日の人はいませんか?」の問いに2名バースデーガールがいて、ハッピーバースデーの歌をみんなで歌い、またまたもりあがりました。

帰路の渋滞を考え、2時にはダンデノンを後にして、朝集合したグラタンガーデンのコミュニティーセンターに向けて出発しましたが、渋滞に引っかかることもなく3時過ぎに到着。

天気予報では荒れた天気ということで、どんな一日になるのかと不安でしたが、少々の雨がパラついて、その何十倍も新しい発見と貴重な体験が出来た素敵な一日でした。笑いの耐えないみなさんの会話がハッピーな一日を作ってくれたのは言うまでもありません。

不運にも参加できなかったみなさんも、機会があればぜひ足をのばしてみてください。

Rhododendron Garden Olinda Open 10am-5pm

## ホープコネクションからのお知らせ

### 日本語電話相談 困り事・悩み事、お気軽に匿名でどうぞ

電話番号：0408 574 824 受付時間：木曜日 午前10時～午後3時まで

ご相談はEメール：[info@hopeconnection.org.au](mailto:info@hopeconnection.org.au)でも随時受付けています。

お気軽にご利用下さい。

### ホープコネクション・カルチャースクール

### メルボルン生活情報講座 ～新しくメルボルンにいらした方のために～

ホープコネクションでは毎年1回、新しくメルボルンに来られた方々のために生活情報講座を開いています。かつては私たちも、様々な不安を抱えてメルボルンに移り住んできました。その経験を踏まえて、こちらの生活にスムーズに早く慣れていくお手伝いができるようにと、衣食住全般に関して沢山の情報を集めました。日本との違いに焦点を当てて説明し、皆さんのご質問にもきめ細かにお答えいたします。ご家族連れの参加も歓迎します。

日時：5月27日（土）10時～12時

場所：グラタン・ガーデンズ・コミュニティー・センター

(Grattan Gardens Community Centre, 40 Grattan St., Prahran)

参加費：5ドル（コーヒー、紅茶付き）。

参加ご希望の方は5月25日（木）までに上記、日本語電話相談へ電話又はEメールでお申込みください。

チャイルドケア、駐車場をご希望の方はお申込の際に知らせてください。（駐車スペースは先着順）

### シニア・サービス 鈴の会

ホープコネクションでは、毎週木曜日の午後、プラーンにあるコミュニティセンターで、シニアの方々を中心にアクティビティーを催しています。参加資格無し。年齢、性別、国籍、すべて何でも結構。ただ、日本語が話せる方が便利かと・・・。参加費無料、参加申込の必要もありません。第2週のお茶会では、日本語図書の貸出しもしています。このところ、麻雀好きの方が毎週木曜日に集まって1時半から4時半頃まで卓を囲んでいます。腕自慢のみならず初心者の方も歓迎。第1木曜日3時からの麻雀教室では、伊藤修さんがボランティアでコーチをしてくださっています。

第1木曜日：書道教室、麻雀教室（3時からアクティビティホール）、手芸教室（1時半からアクティビティホール）

第2木曜日：お茶会、社交ダンス教室（3時から）

第3木曜日：パソコン自習教室 & 伊勢型紙教室。

第4木曜日：絵画教室。（1時半からアクティビティホール）

第5木曜日：コンピューター技術者根本雅之さんのパソコン講座。

場所：Grattan Gardens Community Centre 40 Grattan Street Prahran

日時：毎木曜日、午後1時から

参加費：無料

問合せ：上記のホープコネクション電話相談・メール相談へ

ご高齢または健康上などの理由で、車の運転や公共交通機関のご利用が困難な方には、会場までの送迎をご用意できる場合もありますので事前にお問い合わせください。

### 高齢者福祉制度に関する説明会 Neighborhood Seniors Club 主催

日本人移住者がオーストラリアで老後を迎え、自立した生活を続けるために、どのような支援があるか。現職日本人ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる高齢者福祉に関する説明会。

第3回 6月18日（日）1時半～3時半 オーストラリアの後見人制度

場所: Kathleen Syme, Multipurpose Room 1, Library & Community Centre, 251 Faraday St., Carlton 3053

申し込み、説明会についての問い合わせ: [nscagedcareinfo@gmail.com](mailto:nscagedcareinfo@gmail.com)